

令和7年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和7年4月17日（木） 午後1時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
澤 田	真 弓	委 員
川 邊	幹 男	委 員
元 木	誠	委 員

3 出席説明員

副教育長	生 田 研 一
教育総務部長	古 谷 久 乃
教育総務部総務課長	加 藤 博 昭
教育改革推進担当課長	緒 方 宣 人
教育総務部教育政策課長	飯 田 達 也
教育総務部生涯学習課長	杉 山 賢 一
教育総務部教職員課長	筒 井 宣 行
教育総務部学校管理課長	大 道 裕
学校教育部長	坂 下 裕 一
学校教育部教育指導課長	鈴 木 史 洋
学校教育部支援教育課長	原 口 尚 延
学校教育部保健体育課長	小 田 耕 生
学校教育部学校食育課長	高 橋 大
学校教育部教育情報担当課長	宮 原 充 宏
中央図書館長	柿 原 美 奈
博物館運営課長	北 山 剛
教育研究所長	杉 戸 美 和

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に川邊委員を指名した。
- 日程第1 議案第13号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第2 議案第14号、日程第3 議案第15号、日程第9 議案第21号及び日程第10 議案第22号については、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月の定例会から本日までの所管事項について報告をさせていただきます。

お手元の定例会教育長報告資料をご参照いただければと思います。

3月24日をもちまして、令和7年3月定例議会が終わったところであります。

また、学校関係としては、3月中にそれぞれ卒業式等が行われましたが、令和7年につきましては、3月13日に大楠幼稚園の閉園式を、また、3月25日には走水小学校、田浦小学校の閉校式がそれぞれ行われたところです。

その他の事項につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどご参照いただければと思います。

(質問なし)

日程第4 議案第16号『令和8年度使用教科用図書採択基本方針について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第16号『令和8年度使用教科用図書採択基本方針について』説明をいたします。

本議案は、横須賀地区で令和8年度に使用する教科用図書の採択にあたって、基本とする方針を定めるものです。

資料の1ページをご覧ください。

ここに記載しましたとおり、令和8年度使用教科用図書の採択にあたっては、

1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書については、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。の3点を基本方針として採択事務を進めてまいります。

小中学校については、教科書無償措置法第14条及び義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律施行令第15条により、4年に一度採択替えを行うことになっています。また、学習指導要領の改訂の年についても、採択替えが行われます。高等学校、特別支援学校、特別支援学級については、毎年採択替えを行います。

参考資料として、採択等の周期についてまとめたものを配付しておりますので、併せてご覧ください。

次に、議案の2、3ページをご覧ください。

これは、教科用図書採択検討委員会条例です。

教科用図書の採択に関する答申を最終的に決定する委員会及びその委員会での検討に必要な資料の取りまとめを行う部会に関して規定をしています。この条例に基づき設置される教科用図書採択検討委員会が、教育委員会からの諮問に基づき教科用図書に関する各種の検討を行い、その結果について、採択権者である教育委員会に答申し、令和8年度に使用する教科用図書を決定していただきます。

次に、4ページから6ページをご覧ください。

これは、教科用図書の採択に関する事務処理について必要な事項を定める教科用図書採択事務取扱要綱です。

6ページの別表が、採択に関わる調査部会の内訳です。先ほどもお伝えしたとおり、本年度は高等学校、特別支援学校、特別支援学級の採択替えの年に当たるため、該当の部会を設置します。小学校及び中学校については、設置はいたしません。

次に、7ページをご覧ください。

これは、採択事務の仕組みや流れについて図示したものです。本年度は、採択替えの行われる高等学校、特別支援学校、特別支援学級の2つの専門部会を設置し、それぞれ学識経験者、保護者代表、市民代表、学校教育関係者で構成された6名、計12名で組織をします。それぞれの専門部会で検討した結果について、最終的に採択検討委員会全体に諮り、答申内容を決定します。

教科用図書採択検討委員会の委員の任期は、5月1日から8月31日までとし、採択検討委員会の長は、全委員の互選によって決定されます。

なお、採択にかかる日程については、7ページ下段に記載しております。

教科用図書展示会は、6月13日から6月26日まで、横須賀市教育研究所内の

横須賀地区教科書図書センターと産業交流プラザを会場として開催いたします。

また、採択後の情報開示については、採択一覧表を各学校に送付した後、できるだけ速やかに市政情報コーナーにて常時閲覧ができるように進めてまいります。

以上で、議案第16号『令和8年度使用教科用図書採択基本方針について』の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質問なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について』
(教育職員手当等支給規則中改正)

教育長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について』(教育職員手当等支給規則中改正)についてご説明いたします。

こちらは、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案が、3月定例議会で可決されたことに伴う教育職員手当等支給規則の改正などを教育長の臨時代理により執行したことを改めて議案として提出し、承認いただくものでございます。

なお、今回の条例改正と規則改正につきましては、施行日を同日とする必要性があるため、改正条例の施行日であります令和7年4月1日を期日に規則改正を行いたく、教育長の臨時代理とさせていただきました。

続きまして、改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、事前にお渡ししております説明資料のほうを用いてご説明をいたしますので、ご覧ください。

初めに、1の改正理由ですが、1点目として、大楠幼稚園の廃止に伴う所要の条文を整理すること、2点目として、神奈川県教育職員に準じて、本市教育職員の手当に係る規定を改めるため、この規則を改正しようとするものです。

次に、2の改正概要についてです。

初めに、(1)の大楠幼稚園の廃止に係る改正です。アの第1条についてとイ

の第5条の3につきましては、廃止となった市立幼稚園に関する事項を削除するものです。続いて、ウの第5条の6第1項の表につきましても、同じく幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者の項目を削除し、高等学校教育職給料表の適用を受けていた者のみの表に改めるものとなります。

続きまして、(2)の神奈川県教育職員の手当に係る条例等の改定に準じた既定の改正についてです。

初めに、アの第5条の6第2項についてですが、神奈川県は教育職員について、期末勤勉手当における職務段階別加算の対象となる号級を段階的に付されており、本市においても同様の改正を行うものです。

説明資料3ページをお開きください。

上段にこれまでの経過を記載させていただいております。この改正は、平成19年の給与条例の改正で行いました給料表の改正に伴い、平成24年度から段階的に改正を行っております。上段に示す第1項の改正につきましては、令和4年度をもって完了しておりますが、下段に示す第2項につきましては、今回、令和7年度を含め残り2回の改正の予定となっているところです。

お手数ですが、説明資料1ページにお戻りください。

(2)のイとウにつきましては、3月定例議会で教育職給料表が改定されたことに伴う条文の整理となります。

まず、イの第6条ただし書についてですが、こちらは4級の教頭職に3級の総括教諭から昇任した際の給料月額に加える額の特例についてです。

説明資料の4ページをお開きください。

左列にある3級総括教諭職までは、教職調整額として月例給料の4%が加算をされていますが、その隣、中央列にある4級(教頭職)昇格後の加える額は定額で7,500円となっているところです。そのため、3級時の総括教諭の号給が高い職員が4級に教頭職に昇格し、特例の額7,500円を加えたとしても、支給額が3級時より減額となってしまう場合がありますので、減額となる差額分を加えて昇格時にマイナスとならないよう措置となるものになります。

なお、記載のとおり号給が高い下段に行くほど、4級に昇格したときの支給額の差額が大きくなっていきますので、それに準じて特例の額7,500円に加える額も大きくなっていきます。

また、これまでは表により号給ごとの額を示していましたが、今回の改正で、県条例に準じた算出方法に改めているところです。

お手数ですが、説明資料1ページにお戻りください。

続きまして、ウの別表第1、別表第2についてです。

こちら、職務の級及び号給により定められる産業教育手当並びに義務教育等教員特別手当について、本市の条例改正により教育職給料表の4級と5級の

号給が削減されたことから、改正後の号給に応じた額に改めるものです。

大変お手数ですが、再び資料の 5 ページをお開きください。

こちらに示す別表 1 は、産業教育手当になりますが、4 級は額が全て 38,000 円で同額でありますので、給料表から削除された 115 以降を削除するものです。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開きください。

別表第 2、義務教育等教員特別手当になります。こちらは、4 級と 5 級で給料表が削減された部分を削除し、給料表と同様に同額をスライドして置き換える形になります。表の網かけ部分の給料表が削除になりましたので、同様にこちらでも削除し、4 級でいいますと、13 号級が 1 号級に、5 級 17 号級が 1 号級に変わるということになります。

なお、今回の改正ですが、給料表の改定や県条例等の改正に応じた改正となりますので、支給額の内容に変更はございません。

最後に、説明資料の 2 ページをご覧ください。

3 の施行期日につきましては、公布の日からとなりますので、令和 7 年 4 月 1 日からとなっています。

以上で、議案第 17 号の説明を終えさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(質問なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第 17 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 6 議案第 18 号『教育長の臨時代理による事務の承認について』
(教育委員会事務局等事務分掌規則中改正)

日程第 7 議案第 19 号『教育長の臨時代理による事務の承認について』
(教育委員会専決規程中改正)

日程第 8 議案第 20 号『教育長の臨時代理による事務の承認について』
(教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正)

教育長 一括して議題とすることを宣言

(総務課長)

それでは、議案第 18 号から第 20 号まで一括してご説明いたします。

ご審議いただく教育長の臨時代理による事務は、いずれも市の組織改正によ

る副教育長の設置に伴う教育委員会所管の規則、規程の改正で、併せて所要の条文整理などを行ったものでございます。

なお、施行日が公布日、伝達日の4月1日でしたので、教育長の臨時代理で改正をいたしました。そのため、本議案で承認をお願いするものです。

それぞれの改正内容ですが、議案第18号の教育委員会事務局等事務分掌規則は、副教育長の事務分掌を新たに定め、併せて市立幼稚園の廃園等に伴う所要の条文整理を行いました。

議案第19号、教育委員会専決規程は、副教育長の専決事項を新たに定め、併せて人事事項における合議条件を改めるために改正をいたしました。

議案第20号、教育委員会の所管に係る公文書管理規程では、文書管理システムへの副教育長の決裁区分の表示内容を追加いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

(質問なし)

質問・討論なく、採決の結果、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第19号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

質問・討論なく、採決の結果、議案第20号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『運動部活動における大会参加中の物損事故について』

(保健体育課長)

それでは、報告事項（１）『運動部活動における大会参加中の物損事故について』ご報告いたします。

資料をご覧ください。

初めに、事故発生日時は、令和7年3月15日土曜日、午前11時頃です。

2、事故発生場所は、不入斗公園第2野球場及び第2駐車場になります。

3の事故の発生状況についてですが、軟式野球の大会に出場していた市内中

学校軟式野球部の生徒が打ったファウルボールが防球ネットを越えてしまい、駐車場の乗用車に当たりました。

恐れ入りますが、別途提出しております説明資料に、当該野球場と車両駐車場所の位置関係や車両の損傷状況等について図示しております。そちらも併せてご覧ください。

(2) 試合の内容についてですが、本件は、令和6年度横須賀市中学校春季野球大会での事故になります。横須賀市中学校体育連盟が主催し、横須賀市教育委員会が後援する大会です。

4、事故の被害状況ですが、本大会とは無関係の一般利用者の乗用車の右サイドミラー等が破損しております。

5、事故の原因についてですが、試合中に生徒が打った打球が大きく左にそれ、防球ネットを越えてしまいました。

被害者への対応について、6に記載のとおり、被害車両の修理費について、相手方との示談締結に向けて交渉中でございます。

7、今後の同様の事故の対応について、今後このような事故が起こる前提で、大会の開催、運営にあたるよう、事故発生時の対応の方法の整理等について、主催団体と協議を進めてまいります。

また、改めまして、学校体育行事等における事故防止を徹底してまいります。
以上で報告を終わります。

(川邊委員)

駐車場に止まっているということですがけれども、この駐車場は、誰が止めてもいい場所でしょうか。

(保健体育課長)

委員のおっしゃるとおり、野球場の隣に市が設置します駐車場が隣接しておりますので、どなたが駐車しても問題ない場所になっております。

(新倉教育長)

今の質問の趣旨は、運動公園を利用しない一般の方でも止めて良いかという意味もあるかと思うのですが、それでよろしいですか。

(保健体育課長)

そのように思っております。

(新倉教育長)

図で示していただいている不入斗運動公園は、第1駐車場とテニスコートの前の第2駐車場が有料だと思っているのですが、弓道場の前にあるこの駐車場というのは、無料で誰でも利用できる場所なのですか。

(保健体育課長)

私のほうも、実際に事故の現場にも急行しまして、確認しました。第1駐車場と同じようにもちろん第2駐車場につきましても料金が発生する駐車場となっております。

(新倉教育長)

一番初めの私の質問で、誰でも使える駐車場というのは、無料という意味でも聞いていたのですが、ここは有料の駐車場なのですか。

(保健体育課長)

失礼いたしました。

こちらのほうも、有料の駐車場になります。

(新倉教育長)

その意味で、川邊委員のご質問は、誰でも使えるというのは、無料で止められる場所なのか、それともちゃんと利用者でなければ止められない有料の駐車場なのかというご質問だったと思っていますので、その回答、明確にしておいてください。

(澤田委員)

今回、防球ネットを越えたという想定外のことが起こったということでしょうが、この防球ネットの高さは、全国的に決まっているのではないのでしょうか。規定はないのでしょうか。

(保健体育課長)

こちらのほうも、所管します横須賀市の公園管理課に私どもも確認しましたがけれども、全国的にというか、横須賀市においても特に高さについて規定はないという回答で、お受けしています。現場については、目視ですが、およそ20メートル程度ある高さかなと、目視ですが、そのように感じました。

(新倉教育長)

資料の2ページに高さ20メートルと書かれていて、ここの数字で良いのですね。

(保健体育課長)

はい。

(新倉教育長)

具体的に相手方との示談といいましょうか、話し合いの状況については、どうなのですか。示談が成立する見込みの中で動いているのか、それとも、事案的に困難な状況にあるのかについては、どのような状況ですか。

(保健体育課長)

事故当時から被害に遭われた方とも直接私どももお話をさせていただきました、何とか示談、最終的に修理の金額が確定するところまでようやく来ましたので、その金額で納得いただけるという方向で、最後の示談を交わす手前までというか、そのところまで何とかお話が進んでいる状況です。

報告事項(2)『横須賀市教育アンケート結果について』

(教育政策課長)

『横須賀市教育アンケート結果について』ご説明させていただきます。

初めに、1、調査目的についてですが、教育アンケートにつきましては、4年に一度実施しておりまして、教育に対して何を望んでいるか、横須賀の目指す教育の姿をどう捉えているかなど現行の教育大綱・教育振興基本計画に掲げる目標・施策に対する実感や、望ましい学校像、教員像等をお聞きし、今年度策定を予定している教育振興基本計画に基づく後期実施計画や、今後の教育政策の参考とするため、去年の10月に実施してございます。

次に、3、調査対象につきましては、児童生徒、一般市民、保護者、教員の皆様で、回答率につきましては、記載のとおり、児童生徒で83.9%、一般市民につきましては22.6%、保護者41.1%、教員が86.9%で、一般市民、保護者、教員合わせた回答率は全体で37.8%でございました。

なお、今回のアンケート調査より児童生徒、保護者、教員につきましては、インターネットでの回答に変更してございます。

2ページをご覧ください。

アンケート調査結果につきまして、一部抜粋してご説明させていただきます。
児童生徒の皆様に対する「あなたは、自分は大切な存在だと思いますか。」という質問に対して、「とてもそう思う」「そう思う」と肯定的な回答をした割合は、小学生、中学生、高校生いずれも70%を超えていました。

その下の表では、前回、令和2年度になりますが、令和2年度との比較を掲載しておりますが、小中高いずれも増加いたしまして、特に中学生では15ポイント以上増加しています。

また、その下、「あなたは、将来の夢や目標がありますか。」という質問につきましても、同様に肯定的な回答割合が高い状況でございます。

報告書につきましては、別紙1と別紙2のとおり、児童生徒編と一般市民・保護者・教員編に分けて作成しています。今後、全議員配布を行い、各学校にも配布する予定でございます。併せてホームページでも公開する予定となっております。

簡単ではございますが、以上で『横須賀市教育アンケート結果について』説明を終わります。

(澤田委員)

ありがとうございます。

2ページの「あなたは、自分は大切な存在だと思いますか。」というところ、児童生徒編の11ページも併せて見せていただきました。70%を超えて前回調査よりプラスになってはいますが、この質問事項は、大変大事なところだと思っているのです。「あまりそう思わない」「そう思わない」という回答、あるいは「無回答」含めてですが、そのように回答した子どもたちがいるということは、これに関係する取り組みのさらなる充実・拡充をしていく必要があると思っています。

「あまりそう思わない」「そう思わない」「無回答」の子どもたちが、例えば10の質問事項や、あるいは11、12もそうですが、どういう回答をしているのかクロス集計をして分析していくことも必要だと思っております。いじめや自殺、いろいろな問題にも関わってくることで、前回調査からプラスにはなったけれど、「あまりそう思わない」「そう思わない」「無回答」の子どもがいるということを認識しておいていただければと思います。

以上です。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

この自己肯定感につきましては、ここだけのアンケートではなくて、全国学

力状況調査の質問紙にも質問されておりまして、経年の比較でいきますと、一般的には増加している傾向でございます。ただし、今、委員からご意見いただいたように、「あまりそう思わない」「そう思わない」というご回答につきましては、しっかりと拾っていかなければいけないと思っていますので、今後クロス集計等かけていきながら、状況というものを把握していきたいなと思っています。ありがとうございます。

(荒川委員)

ありがとうございました。

2 ページのアンケート調査票の配布数と回答数の中で、今年はインターネットでの回答に変更とのことですが、児童生徒の有効回答率が83.9%となっております。これについて有効ではない回答というのは、どのような要因でそうなったと分析をなされているのか教えていただきたいと思います。

(教育政策課長)

有効でなかった回答というものが、データ等の形で手元にございませんで、申し訳ございませんが、整理したうえで回答させていただきたいと思います。

(元木委員)

こちら報告書の児童生徒の13ページになります、11番、「あなたは、学校や家庭で、自分から進んで学習していますか。」というところなのですが、「学校でも家庭でもしている」というところは、非常にいいかと思うのですが、その次ですね、「学校ではしているが家庭ではしていない」という割合が一番高く多くなっています。特に中学生、高校生になるにつれてその割合が増えてくるという状況なのですが、中学生と高校生について、塾が家庭に入るかどうかというのを確認いただきたいというところと、小学生の部分で、ここも家庭ではしていない割合が多いということは、家庭学習の在り方を一度見直していただければと思っておりますので、もしよろしければ意見いただければと思います。

(教育政策課長)

まず、問10のところでございますが、この「学校ではしているが家ではしていない」ということが、塾を含むというところは、質問のときには特にお聞きしていませんので、塾とかそういったものについては、特に考慮したご回答ではないというところでございます。

それから2つ目の質問についてですが、申し訳ございませんが、もう一度、

お願いできますでしょうか。

(元木委員)

特に小学生なのですが、家庭ではしていない割合が多いというところで、この割合が多いということは、家庭学習の在り方をもう一度見直していただければと思っております。

(教育政策課長)

分かりました。申し訳ありません。ここは見直していきたいと思います。

(澤田委員)

一般市民・保護者・教員の報告書15ページについてです。15ページの問10で、「横須賀総合高校において、特色を生かした魅力ある高等学校教育が推進されていると思いますか。」という質問ですが、教員の回答で「わからない」が45.6%となっており、少し驚きました。教育方針等が総合高校にある中で、教員が「わからない」という回答をしたということは、どういうことなのかと思いました。周知、広報の面等、課題だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

(教育政策課長)

ありがとうございます。

ここの結果につきましては、実は我々も少しびっくりしている部分もございます。一般的に、一般市民の方が「わからない」というお答えがかなり多いというのは、アンケートの結果としてよくありますが、こことあと一部の回答で、教員であるとか、保護者、当事者の方が一般市民と同じ割合のものが幾つかございます。ここについては、しっかりと整理しなければいけないので、特に今回総合高校という主語がしっかりしていますので、校長にも意見を聞きながら、整理していきたいなと思います。

(新倉教育長)

すみません、この質問の趣旨というところが、まず、何のために取っているのかなということが1つあるのと、それから、もう一つは、今、報告書の2ページを確認すると、人数的に小学校の先生が大半を占めているのではないかと考えていて、中学校の先生にすると、やはり高校進学があるから、高校については調べるけれども、小学校のほうは、高校がどういうものなのかということについては、情報が行っていないのもそうですし、ある意味、興味を持っていないということが出ているということではないのかなと思うのですが、その辺

というのは、小学校の先生であっても、総合高校の内容は全て知らせていくのだという方向でないといけないなど、ベクトルをどのように持とうとしているのかというところが分らないです。

(教育政策課長)

そうですね、全てすべからく教員の方にお聞きしていますので、そういった答えがあるのかもしれませんが、その辺も分析しながら、整理していきたいと思っています。

(澤田委員)

ぜひこの報告から何が分かったのか、どうしなければいけないのかというところを示していただきたいと思います。さっと読んだだけでも、理解・啓発の必要性や、これまでの取り組みをさらに進めていくこと、さらには分かる授業の取り組みというところもここの中から見えてきます。それから、教員へは、学校方針等を確実に伝えていくということ、そこに向かっていく推進力も必要かと思いますので、ぜひしっかりと分析をして、それを示せるよう、形にしていいただければと思います。

以上です。

(荒川委員)

私は質問ではなくて意見なのですが、この自由記述の欄に、子どもたちがたくさん書いてくれているのを読みますと、やはり気持ちが伝わってくるものがありますので、そこに出てきた意見なども何らかの形で活かすような工夫ですとか、くみ取るような形にしていいただければありがたいなと思いました。よろしく願いいたします。

(元木委員)

まず、児童生徒のほうの23ページですね、「あなたは、どのような先生を望んでいますか。」というアンケートについては、小中高ともに、「明るく、何でも相談できる先生」の割合が一番高いとなっております。一方で、市民・保護者・教員の60ページに飛ぶのですが、「あなたが考える望ましい先生は、どのような先生ですか。」という質問なのですが、こちらを見ると、児童生徒のほうで一番高かったに当たる「明るく、何でも相談できる」というところが、これはやや低いです。特に教員の割合が低いといったところを考えますと、児童生徒が望んでいる先生、教員像ですね、ということと、教員が考えている自分自身の教員像がずれているように思うのですが、このような結果を踏まえて、ずれに

については、改めて児童生徒と教員でのコミュニケーションを取ることによって、改善していただければと思っておりますので、こちらは意見として受け取っていただければと思います。よろしくお願いします。

（新倉教育長）

1 ページの回答率の話なのですが、保護者の回答率が前回70%ありながら、今回41%に落ちてしまっています。これは何か特別な要因があったのか、それとも、今回のアンケートの動向で何らかの要因があったのかという点についてはどのような考え方をお持ちですか。

（教育政策課長）

4年前と特段質問数であるとか、質問の期間等については、変更はしてございませんので、そこに要因があるということは、考えていません。一つ考えられるのは、回答方法というものが、紙からインターネットに変わったというところがございますので、ここで回答率が下がったという考察はできると思います。

（新倉教育長）

というと、逆に言えば、周知方法が足りなかったということなのですか。通常で考えれば、紙でわざわざ提出するのはということから、今、要するにインターネットなり I C T を使ってと言われている中で、一番便利だろうという方法に切り替えたのに、逆に回答率が減ってしまうというのは、何となく矛盾しているように思います。そうだとすると、前回紙だったのが変わりましたということの周知がちゃんと足りていないことや、新しい方法に変わっているということが届いていないということになるのかと思います。

（教育政策課長）

そのあたりが、絶対にこれだということはないのですが、周知方法は、学校を通じてやっていただくところは、変えてございませんので、今の段階では、申し訳ございませんが、周知方法が特段悪かったというところは、考えていません。

（新倉教育長）

確認なのですが、その保護者の方たちに、回答用紙の紙と二次元コードのついた紙を渡しているのですよね。ただ、回答は紙ではなく二次元コードから書き込んでくださいとしているということなのですよね。前はそうでは

なく、紙にそのまま書いたら出してもらえたという意味での紙といいますか、目視での便利さがあったので、その場でできたのが、わざわざ別の形を取ってくれといったことによって、回答率が下がってしまっているという理解をされているのですか。

（教育政策課長）

確定的なことは言えませんが、結果を見ると、そういう形なのかなと思います。やはり紙で、その場で回答できるというほうが、結果的に利便性が高かったというご判断を保護者の方からいただいたと考えています。

（新倉教育長）

紙がいいと言っているのではないです。せっかくそういう形に切り替えていったとするなら、その手法というのは、便利で簡単だという周知が必要だったのではないのかということをおっしゃっていただいているだけです。そこをちゃんと理解してもらわないと、せっかく今回の数字を1回取ったけれども、次回の数字との比較をしようとしたときに、極端に今回の保護者の部分のデータが少なくなってしまうから、傾向の捉え方が取れなくなってしまうのではないかという心配があります。せっかくアンケートをするならば、必ず、その回答率というか、回収率と言っているのか分かりませんが、一定数値をちゃんと持っていないと、傾向が取れなくなってしまうのではないかという心配があります。ここでなぜこういうふうになってしまったかと、それをどうやったらクリアできるかということをもう一回ちゃんと整理をしていただかないと、次のアンケートにつながらないのではないかなと思って聞いています。

（教育政策課長）

今回、そこについては反省すべき材料だと思っていますし、この一般市民と保護者、この2つの数というものをどのように考えるのかというのは、我々も反省点として持っています。次回のアンケートをする際、4年後になると思いますけれども、そのときには、そもそもの母数の考え方から検討していかなければいけないと思っています。

（川邊委員）

調査対象ですが、この中には学校に来られない子どもたちも入っているのでしょうか。

(教育政策課長)

すみません、どこまで配付したかというのは、学校にお任せしている形になっていて、各学校で1クラスずつ抽出しているものですから、どこまで出しているかというのは、今、この場ではお答えができません。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第1 議案第13号については、神奈川県教育委員会が後日発表する案件であるため、日程第2 議案第14号、日程第3 議案第15号、日程第9 議案第21号及び日程第10 議案第22号については、人事案件であるため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

令和7年4月17日(木) 午後2時44分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡